

令和５年度 大学等の設置者変更の認可申請一覧

○大学等の設置者変更（２件）

令和４年８月

設置者名【旧】	設置者名【新】	設置者変更する学校	附 帯 事 項	備 考
学校法人 旭川大学 （北海道旭川市）	公立大学法人 旭川市立大学 （北海道旭川市）	旭川大学 経済学部 経営経済学科（１００） 保健福祉学部 コミュニティ福祉学科（４０） 保健看護学科（６０） 旭川大学大学院 地域政策研究科（７） （北海道旭川市） 旭川大学短期大学部 食物栄養学科（５０） 幼児教育学科（１００） （北海道旭川市） ※（ ）内の数は入学定員	・特になし。	※ 公立大学法人旭川市立大学の設立認可を前提に、同法人へ設置者変更する。 ※ 公立大学法人の設立及び設置者変更に伴う学校法人の寄附行為変更については北海道知事が認可し、大学等の設置者変更については文部科学大臣が認可する。 ※ 設置者変更後、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に名称変更予定。 ※ 設置者変更後、学校法人旭川志峯学院に名称変更予定。

○学部を設置者変更（１件）

設 置 者 名 【 旧 】 設 置 者 変 更 す る 学 部 等	設 置 者 名 【 新 】 設 置 者 変 更 す る 学 部 等	附 帯 事 項	備 考
学校法人 天理よろづ相談所学園 (奈良県天理市) 天理医療大学 医療学部 看護学科（７０） 臨床検査学科（３０） (奈良県天理市) ※（ ）内の数は入学定員	学校法人 天理大学 (奈良県天理市) 天理大学 医療学部 看護学科（７０） 臨床検査学科（３０） (奈良県天理市) ※（ ）内の数は入学定員	・監事監査において教学監査を実施していないことから、今後の監査に関する計画（監査項目及び実施体制等）を改めること。【遵守事項】 ・既設校の今後の定員充足の在り方について不断に検討を行い、定員未充足の改善に取り組むこと。【遵守事項】（天理大学人間学部宗教学科） ・寄附行為において、理事会に付議される事項につき書面をもって意思表示をすることを認めているのであれば、議案ごとにその意思を確認できる委任状の様式をあらかじめ作成すること。【遵守事項】 ・関連する宗教法人からの借入金等財務上の支援の状況から、当該宗教法人への依存度が強いと認められる。実質的にも一個の学校法人として独立した法人運営に努めること。【助言事項】	※ 大学の学部の設置者変更に伴い、天理医療大学は廃止となる。天理医療大学の廃止に伴い、学校法人天理よろづ相談所学園は解散する。